

## 軽自動車税（種別割）減免に関する確認書（生活保護等用）

軽自動車（種別割）の減免（以下、書類の名称を除き、「減免」とする。）を申請する方は、下記の事項を確認してください。確認した箇所にはチェックをつけてください。

- ☐ 減免を希望する当該年度の賦課期日（４月１日）時点での情報をもとに、減免の可否を判定します。
- ☐ 減免を希望する当該年度の賦課期日（４月１日）時点で減免の要件を満たしていなかった場合でも、賦課期日の翌日から納期限までの期間中、減免の要件を満たした時点での情報をもとに、減免の可否を判定します。減免の申請時点では減免の要件を満たしていても、当該年度の賦課期日（４月１日）から納期限までの期間中に要件を満たした状態が一度もなかった場合、減免の対象とはなりません。
- ☐ 当初の申請から内容に変更があった場合は、届け出が必要なことがありますので、**江戸川区課税課諸税係(03-5662-1007)**に連絡してください。特に「**減免を希望する車両**」「**納税義務者**」のいずれかが変更されるときは、当該年度の納期限までに、車両の納税義務者の方にあらためて新規に「軽自動車税（種別割）減免申請書」を提出していただく必要があります。
- ☐ 減免を希望しなくなった場合は、申請者（車両の納税義務者）の方に、速やかに「**軽自動車税（種別割）減免取下げ・取消申請書**」を提出して減免申請を取り下げてください。
- ☐ 上記の事項をすべて確認し、了承したうえで減免を申請します。

申請者住所 \_\_\_\_\_  
（納税義務者）  
氏 名 \_\_\_\_\_